

「ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、
亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

平成31年3月に取りまとめた「ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成31年3月15日（金）～平成31年4月15日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）
- ・意見提出方法：電子メール、郵送及びファックスのいずれか

2. 意見提出数

5通（意見の件数8件）

（内訳）

個人 4通（意見の件数7件）

不明 1通（意見の件数1件）

3. 寄せられた御意見

（1）本案に関する御意見及びそれらに対する考え方

3件：別紙のとおり

（2）本案以外の御意見

5件：今回の暫定排水基準の検討における議論の内容の公表、教育内容の改正等についての政策提案に係る御意見

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	畜産分野	畜産分野に関して妥当な判断であると思う。改定後の暫定排水基準を順守できるように、畜産農家への十分な指導をお願いしたい。	今後も自治体や業界団体を通じ、排水処理施設の適正な維持管理の一層の徹底が図られるよう、普及啓発を行うとともに、自治体の環境部局及び畜産部局等と情報共有を図り、適切な指導等に繋げていきたい。
2	畜産分野	厳しい経営状況にある中で、全ての農家で技術を導入できる訳ではない。優良事例だけを見て規制値を厳しくするのではなく、全ての農家が技術を導入できる状況において規制値を厳しくするべきではないか。	暫定排水基準の見直し案は、自治体、関係団体等にも協力いただき、事業場からの排出水の測定結果を収集し検討を行ったもの。また、排水処理施設の増設や更新、維持管理・運用等の適正化により対応可能な範囲で見直し案をとりまとめたものである。 なお、環境省においては、排水実態を引き続き自治体や関係団体等を通じて収集・把握していく予定である。
3	畜産分野	暫定排水基準値を下げることに反対はしないが、高濃度で硝酸性窒素等を排出する畜産事業場で季節変動がないとすることは疑問。今後の見直しに際しては、丁寧に実態を踏まえて検討してほしい。	今回把握した排水実態から、季節が排水濃度に影響を与える可能性が示唆されたため、環境省においては、排水実態(特に冬期のデータ)を引き続き自治体や関係団体等を通じて収集・把握とともに、高濃度排出事業場についてはフォローアップ調査を実施していく予定である。